

国及び独立行政法人等における契約方式の概要について

1. 契約方式

契約方式は大別すると、「一般競争契約」「指名競争契約」「随意契約」の3方式があげられる。現行の会計法（昭和22年3月31日法律第35号）においては、第29条の3第1項に規定されているとおり、「一般競争契約」が原則とされている。

（1）一般競争契約

一般競争契約とは、契約に関する公告をし、一定の資格を有する不特定多数の希望者を競争に参加させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式をいう。

表1 一般競争契約の特徴

長 所	<ul style="list-style-type: none"> ○広く競争に参加する機会を許すことから機会均等性が高い ○相手方の選定における公平性が高い ○経済性を確保して契約主体が利益を享受しうる
短 所	<ul style="list-style-type: none"> ○不信用・不誠実な者も競争に参加しうる ○価格のみの競争の場合は、品質を確保できない危険性がある ○他の方式に比べ、公告等の経費がかかり、不特定多数の参加者に対する説明等に手数を要する可能性がある。

（2）指名競争契約

指名競争契約とは、資力、信用その他について適当であると認める特定多数の競争加入者を選んで競争させ、契約主体に最も有利な条件を提供した者との間に締結する契約方式をいう。一般競争と随意契約の長所を採り、短所を補完する形の中間的な契約方式といえる。ただし、特定多数の範囲の決定が偏向する可能性も残されている。会計法では第29条の3第3項に規定されている。

（3）随意契約

随意契約とは、契約主体が契約の相手方を選定するのに競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで締結する契約方式をいう。会計法では第29条の3第4項に規定されている。

表2 随意契約の特徴

長 所	○資力、信用及び能力の確実な者を選ぶことができる ○競争に関する手数が省けるので手続が容易 ○経費面の負担も少ない
短 所	○公正な契約の締結が確保されないおそれがある ○契約主体に不利な価格で契約を締結することになる可能性がある

■随意契約の本格的な見直し

平成 15 年度会計検査報告の指摘¹を踏まえ、平成 16 年 11 月 12 日の閣僚懇談会において財務大臣等から随意契約の見直しについての指示があり、これに基づき、財務省主計局から発せられた通知²に基づき、随意契約のさらなる適正な運用が求められることになった。

平成 18 年 2 月には、「公共調達の適正化に向けた取り組みについて³」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議）が公表され、「Ⅰ 公共工事等の入札契約の改善」とともに「Ⅱ 随意契約の適正化」が掲げられた。また、平成 18 年 8 月には財務省が「公共調達の適正化について⁴」を通知しているが、この通知においても随意契約の見直しに関して指針が示されている。

■予定価格

国が契約を締結する際には予定価格を作成する必要がある⁵。国の歳出の原因となる契約は、歳出予算、国庫債務負担行為等の負担権限に基づいて締結しなければならないため、予定価格は当該契約における最高限度額としての意味を持つことになる。

¹ 小口に分割して少額契約であることを理由にした随意契約の事例、中央省庁による委託に係る経費の 97%以上が随意契約であったこと、そのかなりの部分が中央省庁所管の公益法人であったことなど

² 「随意契約に関する事務の取扱い等について」（平成 17 年 2 月 25 日財計第 407 号）、「随意契約の方法による委託契約に関する事務の取扱いについて」（平成 17 年 2 月 25 日財計第 408 号）、

³ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/tyoutatu/siryoutu2.pdf>

⁴ <http://www.mof.go.jp/jouhou/syukei/koukyou.htm>

⁵ 「予算決算及び会計令」（昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号）第 79 条

契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（…略…）を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

第 99 条の 5

契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 80 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

2. 価格以外の側面を評価に組み入れる事業者選定方式・落札者決定方式

価格以外の側面（技術力等）を評価して事業者を選定するプロポーザル方式と、価格と価格以外の側面を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の概要を示す。

（1）プロポーザル方式（企画競争）

プロポーザル方式は、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものについて、技術提案書（プロポーザル）の提出を求め、技術的に最適な者を特定する手続であり、これを公募により行うものを公募型プロポーザル方式と言う。プロポーザル方式によって特定された事業者と会計法令に基づいて契約を締結するが、競争を許さない場合は随意契約となる。

現在、国の調達においては、建設コンサルタント業務等（公共工事や建築物の設計、調査等）の他に、システムに係るコンサルティング業務、語学研修業務、協議資料作成業務、事業誌編纂業務、PFI 事業に関するアドバイザー業務等、幅広い分野の業務でプロポーザル方式による事業者選定が実施されている。

なお、環境配慮契約法の基本方針に基づき、船舶の概略設計・基本設計（環境配慮型船舶プロポーザル方式）、建築設計（環境配慮型プロポーザル方式）及び ESCO 事業（独立行政法人等の場合）においてプロポーザル方式を採用している。

（2）総合評価落札方式

総合評価落札方式は、一般競争契約又は指名競争契約の入札において価格と価格以外の要素を総合的に評価して発注者にとって最も有利な者を落札者とする方式であり、応募者から提出される技術資料により、提案内容の評価を行い、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする⁶。

なお、国の機関においては、総合評価落札方式に基づく契約の実施に当たっては財務大臣との協議が必要である⁷。

総合評価落札方式の具体例としては、平成 2 年にスーパーコンピュータの購入又は借入に、平成 7 年にコンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に、総合評価落札方式が導入されている⁸。

⁶ 国の契約においては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者と契約できると規定されている。これが総合評価落札方式の法的根拠となっている。

「会計法」第 29 条の 6 第 2 項

国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの（…略…）をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

⁷ 「予算決算及び会計令」第 91 条第 2 項による。

⁸ 大蔵大臣臨時代理国務大臣通達「スーパーコンピュータの入札に係る落札方式について」（平成 2

また、平成 9 年の行政改革委員会の提言⁹、平成 10 年の中央建設業審議会建議¹⁰を受け、公共工事においても総合評価落札方式が推進されている。

さらに、「公共調達の適正化について」の「総合評価方式の拡充」で例示された研究開発、調査研究又は広報については、経済産業省が包括協議を実施し、「調査事業、広報事業、研究開発事業の中でも、特に、予定価格の範囲内で最大限の事業成果を得るために、事業者の提案する技術力、創意工夫等が必要不可欠であり、また、それらの提案内容によって、事業の成果に相当程度差が生じると認められる事業¹¹」を対象として総合評価落札方式が実施されている。

なお、自動車の購入等に係る契約については、環境配慮契約法の基本方針に基づき、環境省が包括協議を実施し、総合評価落札方式が採用されている。

○ 総合評価の方法

総合評価の方法としては除算方式と加算方式がある。それぞれの方式の概要は、以下のとおり¹²。

a) 除算方式

価格以外の要素を数値化した技術評価点を入札価格によって除算することにより評価する方式を除算方式といい（図 1）、技術評価点は標準点（要求要件を満たしている場合に与えられる得点（基礎点））及び加算点（必須とする項目以外について与えられる得点）からなる。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

等評価値線（技術評価点を入札価格で除した値がなす直線）は、原点と各点を結ぶ放射状の直線であり、この傾きが大きいものほど評価値が高い。

年 5 月 1 日蔵計第 1215 号)

大蔵大臣通達「コンピュータ製品及びサービス、電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達に関する入札に係る落札方式について」（平成 7 年 3 月 27 日蔵計第 621 号）

⁹ 「行政改革委員会最終意見」（平成 9 年 12 月 12 日）

総合評価落札方式を初めとする多様な入札・契約制度を積極的に活用すること

自動落札方式を採用する場合を限定・明確化していくこと

¹⁰ 中央建設業審議会建議「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」（平成 10 年 2 月 4 日） <http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/kengi.htm>

「価格のみの競争の見直し」として総合評価落札方式を含む多様な契約方式が提言されている。

¹¹ 「総合評価落札方式ガイドブック ー調査、広報、研究開発ー」（経済産業省）

<http://www.meti.go.jp/information/data/c60815a-1j.html>

¹² 公共工事における総合評価方式活用検討委員会「公共工事における総合評価活用ガイドライン」（平成 17 年 9 月）を参考に作成。

本方式は、Value for Money¹³の考え方によるものであり、技術提案により工物品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工物品質を表す指標となっている。ただし、入札価格が低い場合には、評価値に対する価格の影響が大きくなる傾向がある。

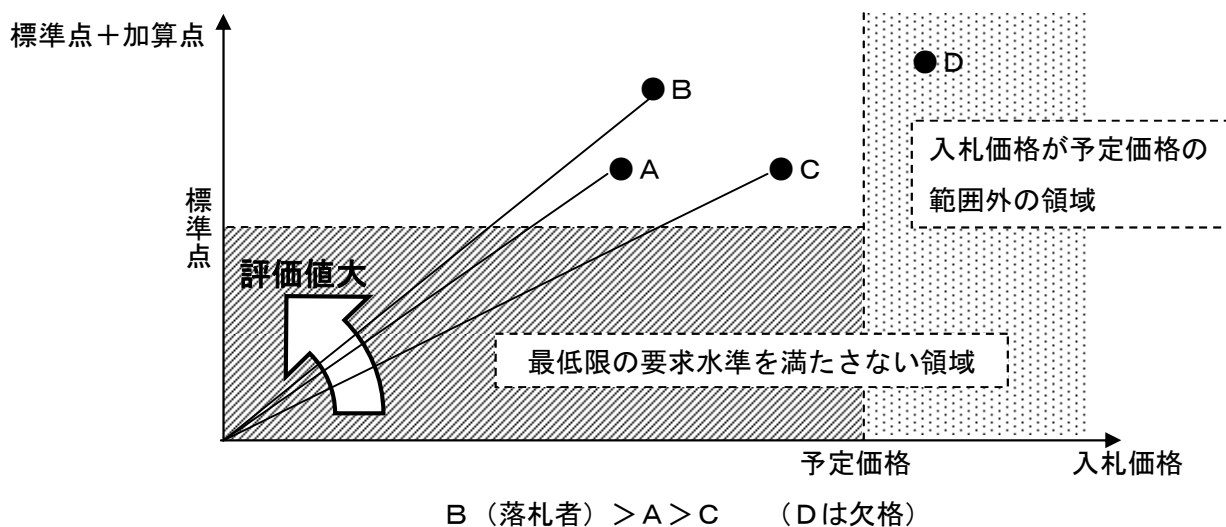


図1 除算方式のイメージ

b) 加算方式

価格以外の要素を数値化した技術評価点と、入札価格を数値化した価格評価点を加算することにより評価する方式を加算方式という（図2）。

$$\text{評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

一般的に、価格評価点は入札価格が低いほど大きくなるため、等評価値線（技術評価点と価格評価点を加算した値がなす直線）は右上がりの平行線（傾きは入札価格の数値化の方法により決まる）となり、評価値線が左上にあるものほど評価値が高い。

本方式は、価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力によりこれらのリスクを低減し、工物品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味した指標となっており、除算方式に比べ、低価格入札を回避できる可能性が高い。

¹³ Value for Money とは、ある支出に対し最も価値の高いサービスを提供するという考え方である。公共工事の場合は一般的に国民の税金により行われるので、「税金を効率よく使用し、最も価値のある（質の高い）サービスを提供する」ということになる。

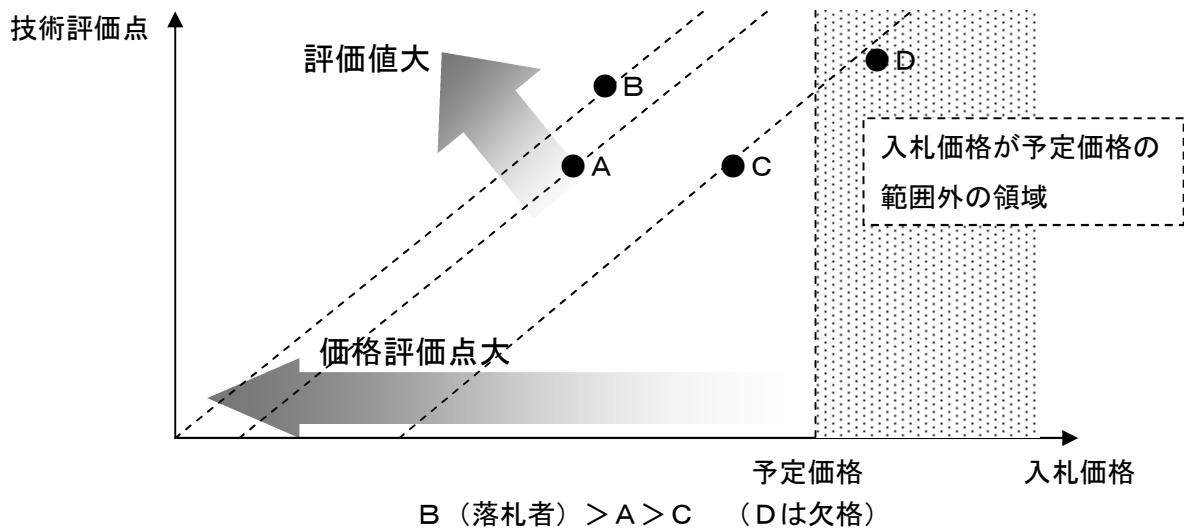


図2 加算方式のイメージ

3. 環境配慮契約法基本方針における契約方式等

環境配慮契約法基本方針及び解説資料では、電気の供給を受ける契約、自動車の購入等に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約、建築物に関する契約及び産業廃棄物の処理に係る契約の6つの契約類型について、それぞれの契約に当たってふさわしい契約方法等として、以下の契約方式及び事業者選定方式を示している。

表3 環境配慮契約法基本方針及び解説資料における契約方式等

契 約	契約方式等	備 考
電気の供給を受ける契約	・一般競争入札（最低価格落札方式）における入札参加条件を規定（裾切り方式）	二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況等により評価。 なお、総合評価落札方式への移行が今後の検討課題である。
自動車の購入等に係る契約	・燃費と価格による総合評価落札方式（除算方式）	グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合は、自動車の判断の基準を満足することが前提条件。
船舶の調達に係る契約	・概略設計又は基本設計については環境配慮型船舶プロポーザル方式 ・小型船舶については一般競争入札（最低価格落札方式）における入札参加条件を規定（裾切り方式）	設計の発注に当たって温室効果ガス等の排出削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求める。 小型船舶については燃料消費率及び排出ガスの基準を設定。
ESCO 事業に係る契約	・総合評価落札方式（加算方式・除算方式） ・プロポーザル方式	国の機関の場合は総合評価落札方式が妥当。 独立行政法人等、地方公共団体等は両方式が可能。

契 約	契約方式等	備 考
建築物に関する契約	・ 建築設計に係る契約における環境配慮型プロポーザル方式	環境配慮型プロポーザル方式の実施に加えて、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記することも求めている。
産業廃棄物の処理に係る契約	・ 一般競争入札（最低価格落札方式）における入札参加条件を規定（裾切り方式）	事業者の環境配慮への取組状況及び優良基準への適合状況、必要に応じ業態別の追加項目により評価。

（１）電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に当たっては、環境配慮契約法附則第４項の規定により、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等を定めて価格で競争する方式（裾切り方式）を採用している。

裾切り方式の評価項目としては、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況及び再生可能エネルギーの導入状況を点数制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札資格を付与している。また、加点項目としてグリーン電力証書の調達者への譲渡予定量、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組を定めている。

なお、附則第３項の規定により、総合評価落札方式の採用は、今後の検討課題となっている。

（２）自動車の購入等に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約に当たっては、初期費用のみを考慮した調達を行うのではなく、供用期間中における燃料の使用に伴う温室効果ガス等の排出削減（結果として燃費の向上に伴う燃料費用の支出減）等についても適切に判断した上で、契約を締結することが必要であるとの考え方から、総合評価落札方式を採用している。

また、グリーン購入法の特定調達品目に該当する場合（ほとんどが対象）は、当該重量区分の自動車の判断の基準を満たすことが調達に当たっての前提条件となる。

なお、地方公共団体が総合評価落札方式を導入する場合は、あらかじめ学識経験者２人以上の意見を聴く義務（地方自治法施行令第１６７条の１０の２第４項等）があることから、実施に当たっての手続が必要となる。

■自動車の購入に係る契約における総合評価落札方式の概要

○価格以外の要素として評価する環境性能：燃費（km/ℓ）

○総合評価の方法：除算方式（標準点 100 点、加算点の満点 50 点）

（３）船舶の調達に係る契約

船舶における環境配慮は設計段階での影響が大きいことに鑑み、船舶（小型船舶を含む）の設計を事業者が発注する場合は、高速性、安全性等当該船舶に求められる要件に加えて、環境配慮に関しても調達者の要求を満たした船舶設計が期待される設計

事業者を選定するため、環境配慮型船舶プロポーザル方式を採用している。

また、小型船舶を調達する場合（推進機関のみを調達する場合を含む）は、推進機関の燃料消費率等（燃料消費率及び排出ガス基準）を当該船舶の要件に含めることとしている。

（４）ESCO 事業に係る契約

ESCO 事業に係る契約に当たっては、基本方針において「ESCO 事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。」としており、総合評価落札方式（除算方式、加算方式）またはプロポーザル方式による事業者選定方法について解説資料において示している。

また、ESCO 事業の導入促進に向けて、施設の設備機器の更新や改修計画の検討に当たり ESCO 事業の導入可能性について検討するとともに、併せて設備更新型 ESCO 事業の実施可能性やバルク方式の採用可能性に係る検討を行うことを推奨している。

（５）建築物に関する契約

建築物は、通常の商品等の購入とは異なり、設計者が発注者の企画意図を的確に把握し、様々な要求事項を総合的にバランスさせて作成した設計図によって単品生産されるものである。他方、建築物は何十年にわたり長期に供用されるものであることから、設計段階において温室効果ガスの排出の削減等への配慮が不十分である場合は、その負の影響も長期にわたることとなる。このため、環境保全性能の高い建築物の実現のためには、設計段階において設計者に対し十分な環境配慮を求めることが極めて重要であることに鑑み、建築物の設計に係る契約においては、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、総合的にもっとも優れた者を特定する環境配慮型プロポーザル方式を採用している。

（６）産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約においては、環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合状況等をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与える裾切り方式を採用している。

評価項目としては、事業者の環境配慮への取組状況及び優良産廃処理業者認定制度の優良基準への適合状況を基本としている。また、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者）に応じて追加項目を評価して加点することができるものとしている。